

ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書

受注者は、以下の各号によりダンプトラック等（最大積載量5 t以上及び車両総重量8 t以上の土砂等を運搬する大型自動車）は、過積載等の防止に努めなければならない。

1. 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7. ダンプトラック等を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、法第3条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示すること。
8. ダンプトラック等を使用する者は、経済産業省令、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計（積載重量を自動的に計量するための装置をいう。）を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けること。
9. 1から8のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。